

令和3年度神奈川県内部統制評価報告書
審査意見書

神奈川県監査委員

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 4 年 11 月 16 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

1 審査の対象

「令和3年度神奈川県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度神奈川県内部統制評価報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「神奈川県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないと考えられる。そして、当該事項を除いた範囲において、評価結果に係る記載について審査したところ、その他の監査等で監査委員の視点からみて内部統制の運用上の重大な不備とすべきものがあると考えられたことから、評価結果に係る記載は相当ではなく、本県の内部統制対象事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと考えられる。

(指摘事項)

ア 評価手続について

総務局総務室は、内部統制実施要領に基づき、内部統制推進者（所属長）に対して、「リスク一覧」に掲げたリスクについてリスク対応策を実施し、その運用状況の自己評価を「リスク評価シート」に記録するとともに、不備が確認された場合には「運用上のリスク評価シート」を作成し、内部統制推進責任者（総務局総務室長）に報告するよう依頼している。

審査の過程で、総務局総務室において、把握すべき内部統制の不備が「運用上のリスク評価シート」により漏れなく把握され、内部統制の評価手続が適切に実施されているか確認したところ、「リスク評価シート」において「不備あり」とされているにもかかわらず、「運用上のリスク評価シート」により内部統制推進責任者に報告されていないものが、6所属で9件見受けられた。

今後、評価手続の実施に当たっては、総務局総務室において、把握すべき内部統制の不備が漏れなく把握されるよう特に留意すべきである。

イ その他の監査等で把握した内部統制の運用上の重大な不備について

その他の監査等で監査委員の視点からみて内部統制の運用上の重大な不備とすべきであると考えられたものは別紙のとおりである。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

(別紙) その他の監査等で把握した内部統制の運用上の重大な不備

ア 予算の執行に当たり科目を誤るなどしていたもの(7所属)

この事態は、予算の執行に当たり科目を誤るなどしていたものであるが、所属において、これらの指摘に基づき適切な処置を講じないまま決算事務が行われた場合、議会に提出される歳入歳出決算書等の計数に誤りが生ずる結果となる。そして、これらのうち、決算審査で把握したものについては、歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となったものである。なお、令和2年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書においても同様な事態を指摘している。

所属名	監査等の種類	その他の監査等における指摘等
くらし安全防災局 総務室 くらし安全部くらし安全交通課	令和3年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、「自転車条例&ルールBOOK」外国語版の翻訳料及び県ホームページ掲載許諾料計 792,000 円の執行に当たり、翻訳料(660,000 円)については「(節) 役務費」、掲載許諾料(132,000 円)については「(節) 使用料及び賃借料」とすべきところ、全額を「(節) 委託料」で執行していた。
	令和2年度 決算審査	「自転車条例&ルールBOOK」外国語版の翻訳料及び県ホームページ掲載許諾料(契約額 792,000 円)の執行に当たり、翻訳料 660,000 円については(節) 役務費、掲載許諾料 132,000 円については(節) 使用料及び賃借料とすべきところ、いずれも(節) 委託料で執行していた。その結果、(節) 委託料の支出済額が 792,000 円過大となっていた一方で、(節) 役務費の支出済額が 660,000 円、(節) 使用料及び賃借料が 132,000 円それぞれ過小となっていた。また、(節) 役務費の不用額が 660,000 円、(節) 使用料及び賃借料の不用額が 132,000 円それぞれ過大となっていた一方で、(節) 委託料の不用額が 792,000 円過小となっていた。
福祉子どもみらい局 神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和4年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、設置工事を含むコロナ対策用見守りカメラ購入代1件、169,741 円の執行に当たり、カメラ監視システム(56,375 円)については「(節) 備品購入費」とすべきところ、全額を「(節) 需用費」で執行していた。
福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園	令和4年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、令和3年度に調定した過年度分の給食費の立替収入1件、6,160 円について、(款) 諸収入(項) 立替収入(目) 民生立替収入とすべきところ、(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入で収入していた。
産業労働局 総務室 労働部産業人材課	令和3年 財務監査 (定期監査) <労働部産業人材課>	予算の執行において、受講用端末ほか購入契約(契約額 37,899,950 円)の履行遅滞に伴う違約金 124,187 円について、(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入として収入調定を行うべきところ、これを行わず、契約額 37,899,950 円から違約金相当額 124,187 円を減額して支払うことにより処理していた。
	令和3年 財務監査 (随時監査) <総務室>	
	令和2年度 決算審査	オンライン訓練の実施に係る受講用端末等の購入契約(契約額 37,899,950 円)の履行遅滞に伴う違約金 124,187 円について、(款)

所 属 名	監査等の種類	その他の監査等における指摘等
		諸収入（項）雑入（目）雑入（節）労働費雑入で収入調定すべきところ、これを行わず、契約額 37,899,950 円から違約金相当額 124,187 円を控除して支払うことにより処理していた。その結果、（款）諸収入、（項）雑入、（目）雑入及び（節）労働費雑入の調定額及び収入済額がいずれも 124,187 円過小となっているなどしていた。また、（款）労働費及び（項）職業訓練費の支出済額がいずれも 124,187 円過小となっているなどしており、（目）職業技術校費及び同目の（節）備品購入費の支出済額がいずれも 95,445 円過小、（目）産業技術短期大学校費及び同目の（節）備品購入費の支出済額がいずれも 28,742 円過小となっていた。さらに、歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の歳入合計及び歳出合計並びに実質収支に関する調書の歳入総額及び歳出総額がいずれも 124,187 円過小となっていた。
産業労働局 神奈川県計量 検定所	令和4年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代 1 件、26,411 円の執行に当たり、「（節）補償、補填及び賠償金」とすべきところ、「（節）需用費」で執行していた。

イ 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われていなかったもの（1所属）

この事態は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われておらず、その公正性及び透明性が確保されていないものであるが、当該政令が政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関する特例について規定したものであることを踏まえ、今後はこうしたことがないよう、当該政令を遵守し適切な契約手続を行う必要がある。

所 属 名	監査等の種類	監査等における指摘等
環境農政局 神奈川県農業 技術センター	令和3年 財務監査 (定期監査)	契約事務において、庁舎清掃業務委託契約（当初の入札における契約期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、誤って条件付き一般競争入札を実施し、これを取り消した後、当初3年間としていた契約期間を、令和2年4月から6月までの3か月間と同年7月以降に分割し、さらに後者については、同月1日から令和4年3月31日までに期間を短縮した契約（契約総額18,040,000円）とすることとし、予定価格を同政令の規定が適用されない3,000万円未満とすることにより、条件付き一般競争入札を実施して受託者を決定していた。